

■ コラボヘルスにおける健康保険組合と事業所との健診結果等の共有・活用について

現在、被保険者（従業員）のみなさんが受診している定期健康診断等は、事業所と健保組合がそれぞれ費用負担して共同実施をしています。

また、人間ドック等は、健保組合が費用補助をして加入者（被保険者とその被扶養者）のみなさんを対象に実施しています。

当組合では、被保険者（従業員）のみなさんの健康管理・健康増進を促進するうえで、事業所と健保組合の連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的・効果的に事業を実施していくことが重要であるとの考えのもと、健診結果等の情報を各事業所と健保組合で共有・活用していきますので、次のとおりお知らせします。

1. 個人情報の利用目的について

従業員の健康保持増進のための指導・支援・事業所産業保健スタッフ等担当者においては、労働安全衛生法の目的に沿って、就業上の事後措置等の安全健康配慮義務履行、健康管理および労働衛生施策立案のための分析の他、リスク保有者に対する事後指導や保健事業、高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨を行います。また、職場だけでなく、従業員が健康な日常生活を送れるように、ニデック健康保険組合とともに、健康の保持・増進を共同で実施していくために利用します。

2. 共同利用される個人データの項目について

・健康診断対象者、保健指導（特定保健指導）対象者、重症化予防対象者およびその他疾病予防事業等（インフルエンザワクチン接種、歯科健診、がん検診、健康セミナーや健康イベント、加入者向けの健康情報の提供）の参加者情報（事業所名、氏名、年齢、性別、生年月日、被保険者記号番号、社員番号、所属名など）

・各事業所と健保組合が費用負担または費用補助を実施している健康診断、保健指導（特定保健指導）、人間ドック等の検査値と分析結果情報、健診受診日、健診受診医療機関情報

※なお、各事業所が必要とする検査項目の範囲については、事業所と健保組合の協議により、事業所が法令上必要とする検査項目に変更する場合があります。

※重症化予防等の受診勧奨通知後の受診状況について、レセプト（診療報酬明細）情報の共同利用は行いません。（受診勧奨対象項目に対する通知後の受診実績の有無の共有に限ります。）

3. 共同利用する者の範囲について

事業所：健康・産業衛生業務担当者および責任者、健康管理室の産業医・保健師・看護師
健保組合：保健師、健保組合役職員および責任者（常務理事）

4. 法定外項目データの取得

事業主が実施する健診を受診することにより、法定外・法定外追加検査のデータ（個人の健康情報）を会社が取得することになります。

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、下記①から③は法律上第三者提供に当たらないこととなっています。

① 委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用

ニデック健康保険組合では、健康診査事業について、各事業所とコラボヘルスの覚書を締結し共同実施していますので、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④利用目的、⑤個人データ管理部門・役職名について本文面による「明示」と「実際に受診すること」をもって本人同意が得られたと判断します。

5. 個人情報の管理

健診結果は、個人情報として保管し、各事業所（健康管理室など）および健康保険組合にて安全に管理します。具体的健診データの利用は、健保組合が提供する健診管理システムにデータ保存し、事業所の産業医、保健師等と連携し、健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を健診データを基に抽出し、健康教育・啓蒙を行います。

※健診受診の結果、各事業所において就業上の適切な措置が必要であると産業医・保健師等が判断した場合は、原則として本人同意のうえ、産業医・保健師等より健康・産業衛生担当部門および本人の所属部門長、関連部門に対し個人の健康情報を連絡することがあります。